

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途状況についてお知らせします

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%へ引き上げられ、その後平成 30 年 10 月より 8%から 10%へと再度引き上げられたことに伴い、国から交付される地方消費税交付金も 1%から 1.7%、1.7%から 2.2%へと引き上げられました。この地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、全て「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされており、令和 3 年度決算において、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費は次のとおりです。

○ 令和 3 年度決算額
【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）3 億 2, 7 5 0 万円 【歳出】社会保障施策に要する経費 4 5 億 4, 1 1 4 万円

区 分		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち社会保障財源分の地方消費税交付金
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者に対する給付費、子ども・子育て支援に要する経費など	25 億 3,071 万円	12 億 5,529 万円	6,755 万円	12 億 787 万円	1 億 8,251 万円
社会保険	国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金など	5 億 4,432 万円	1 億 3,026 万円	—	4 億 1,406 万円	3,926 万円
保健衛生	救急医療確保、医師確保対策など 町立病院事業会計への繰出金、各種予防接種に要する経費など	14 億 6,611 万円	1,743 万円	1,476 万円	14 億 3,392 万円	1 億 573 万円
合 計		45 億 4,114 万円	14 億 299 万円	8,230 万円	30 億 5,585 万円	3 億 2,750 万円

※円単位のをを四捨五入し万円単位で表記していますので、合計の額が一致しない場合があります。